

令和8年度豊田市一般廃棄物処理実施計画

総 則

1 実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する令和8年度豊田市一般廃棄物処理実施計画を以下のように定める。

2 処理区域

豊田市全域

3 処理施設

処理区域内から発生する一般廃棄物は、豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和37年条例第14号）に定める一般廃棄物処理施設のほか、プラスチック製容器包装資源化施設、リユース工房、リユーススポット、逢妻衛生プラント、砂川衛生プラント及び民間処理施設において処理を行う。

第1 一般廃棄物の発生量の見込み

1 家庭系廃棄物（ごみ）の種類及び分別区分

区分		内容
燃やすごみ		生ごみ、紙おむつ、紙くず、木くず、焼却灰、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品等
埋めるごみ		ガラス類、割れた飲食用びん、陶器、陶磁器類、ブロック・レンガ、その他の不燃ごみ等
金属ごみ		金属製品、飲料缶以外の缶、家電製品、金属とプラスチックとの複合製品
資源	飲料缶	飲料用のアルミ缶、スチール缶
	ガラスびん	飲食用のびん、化粧品のびん
	ペットボトル	PET マークのついた飲料用、酒類用、しょう油用のもの等
	プラスチック製容器包装	プラマークのついたラップ類、トレイ・パック類等
有害ごみ		蛍光管、乾電池、体温計、充電式小型家電（充電池の取り外しができないもの）等
危険ごみ		ライター、スプレー缶、カセットボンベ
古紙		新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック
古布		古着、タオル、毛布等
廃食用油		廃食用油
木くず		刈草、せん定枝
粗大ごみ		大型の家電製品、自転車、ミシン、ベッド、ふとん、タンス、ソファ、スキー板等（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機を除く。）

2 ごみ（市の処理）

区分		排出量（t）	
家庭系	燃やすごみ		70,169
	埋めるごみ		1,196
	資源	ガラスびん	2,062
		飲料缶	509
		ペットボトル	1,093
		プラスチック製容器包装	2,268
		廃食用油	32
		古紙類	6,584
		古布類	597
		粗大ごみ	可燃
	不燃		0
	金属		550
	リユース		15
	金属ごみ		2,188
	有害ごみ		131
	危険ごみ		145
	木くず	刈草	18
		せん定枝	211
計		88,055	
事業系	燃やすごみ		27,984
	不燃ごみ		179
	資源		73
	木くず	刈草	1,026
		せん定枝	726
	食品残さ		971
	計		30,959
総排出量		119,014	

※端数処理の関係で合計値が合わない。

3 し尿及び浄化槽汚泥

区分	排出量（kl）
し尿	2,675
浄化槽汚泥	78,876
計	81,551

4 他市町村への搬出

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。通称食品リサイクル法）に基づき、食品残さを資源化する。

処理業者・施設名	区分	搬出量 (t)	市町村名
ヒラテ産業 (有)	食品残さ	48	刈谷市
(株) バイオス小牧	食品残さ	60	小牧市
(株) 橋本・関エコフィードセンター	食品残さ	38	岐阜県関市
オオブユニティ (株)・リサイクルプラント横根工場	食品残さ	654	大府市

5 その他

豊田市内で発生し、次の各号に掲げるいずれかの廃棄物

- (1) 法第8条第1項の許可施設又は法第15条の2の5の届出施設で処理するもの
- (2) 法第7条第6項の許可業者の施設で処理するもの直接受入れを行うもの

区分	処理業者	処理量 (t)
木くず	(株) 鈴鍵	5,088
木くず	コメジ・ソシオ (株)	600
木くず	フルハシEPO (株)	3,774
木くず	河合伐採 (有) ※	320
事業系燃やすごみ	トヨタ自動車 (株) ※	628

※自社で発生した廃棄物のみ

第2 一般廃棄物の処理主体

1 ごみ

区分		処理の主体		
		収集運搬※ ¹	処分	
家庭系	燃やすごみ	市（直営※ ² 及び委託業者）	市	
	埋めるごみ		市	
	金属ごみ		民間	
	資源		市・民間	
	有害ごみ		民間	
	危険ごみ		民間	
	粗大ごみ		市・民間	
	古紙・古布 ・廃食用油		リサイクルステーションに自ら搬入後、 市（直営※ ² 及び委託業者）	民間
	木くず		処理施設に自ら搬入	市・民間
	臨時ごみ		処理施設に自ら搬入 豊田市一般廃棄物収集運搬業許可業者	市・民間
事業系		排出事業者自ら搬入 豊田市一般廃棄物収集運搬業許可業者	市・民間・ 自己処理施設	

※1 第3 処理計画 1.3 適正処理困難物等に対する対処方針（1）適正処理困難物に指定したものは、収集対象外とする。

※2 トヨタ自動車（株）等の寮から発生する家庭系廃棄物（臨時ごみを除く。）は、豊田市一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集することを認め、直営と同様とみなし、これに含める。

2 し尿及び浄化槽汚泥

区分		処理の主体	
		収集運搬 ※1	処分
し尿	家庭系	市（直営及び委託業者） 委託業者 【豊田地区の一部、藤岡・小原・足助・下山・旭地区】 豊田環境事業協同組合 【稲武地区】 （株）東海環境保全	市
	事業系	委託業者 【豊田・藤岡・小原・足助・下山・旭地区】 豊田環境事業協同組合 【稲武地区】 （株）東海環境保全	
浄化槽 汚泥	家庭系 事業系	許可業者	市

※1 中継槽からのし尿、浄化槽汚泥の収集運搬は、豊田環境事業協同組合

3 動物の死体及び不法投棄物

区分	処理の主体	
	収集運搬	処分
犬・猫等の死体・ 不法投棄物	自ら搬入及び市（直営又は委託業者）	市・民間

第3 処理計画

豊田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、次のとおり実施する。

1 廃棄物の発生抑制

(1) 家庭系ごみの発生抑制

ア 食品ロス削減に向けた取組・啓発・情報発信

市民に対して、食品ロス削減に関する取組、啓発と情報発信を進める。これまで実施している事業を評価し、必要に応じて内容の見直しや強化を図るとともに、啓発対象を意識した効果的な発信を進める。

イ 食品ロス量の実態調査

市内の家庭系食品ロスの排出実態を把握するための調査等を定期的実施する。

ウ フードドライブの実施支援

フードドライブを実施する団体や事業者に対して、活動に必要な資材の貸出や集まった食品の提供先の情報提供等の支援を行う。

エ コンポスト等の活用促進

家庭から発生する生ごみの循環利用（堆肥化等）を促進する。生ごみ処理機器購入補助金の促進や、カバン型コンポストの配布場所の拡充等を検討する。

オ 地域・世代などの対象に応じたごみ減量・分別等に関する効果的な啓発

ごみの減量や食品ロス削減対策の必要性など、自治区や各種団体等に対しての啓発を強化する。また、地域や世代のほか、新規居住者など対象に応じた効果的な啓発方法を検討する。

カ 生ごみの堆肥化等による地域循環の検討

生ごみをコンポスト等で堆肥化して、地域の市民農園等と連携した循環利用を促進する。

キ 「資源・ごみの分け方、出し方」ごみカレンダー等を活用した情報発信

全戸配布するごみカレンダーやごみガイドブックを活用し、ごみの分別等を促進する。分別区分の変更等が生じた際には、内容を更新する。

ク 外国人への啓発ツールの充実

やさしい日本語等を用いて正しいごみ出しルールの周知を図る。

ケ マイボトル持参運動の促進

マイボトルを利用しやすい環境の整備や啓発事業等を行う。

(2) 事業系ごみの発生抑制

ア 「手前どり運動」の促進

食品ロスの削減に向けた取組をともに進める事業者や団体等の拡充を図るとともに、食品関連事業者等の取組に対する支援を行う。

イ 飲食店等での食べ切りや持ち帰り等の促進

国が実施する「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンなどの情報を市内飲食店等に啓発するとともに、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン（令和6年12月25日・消費者庁 厚生労働省）」を踏まえ、飲食店等での持ち帰りを可能とするための支援を検討する。

ウ フードドライブの実施支援（再掲。1（1）ウ参照）

エ 事業者・従業員向け啓発・勉強会

事業者や従業員に対して、家庭とは異なるごみ処理のルール等について、学ぶ機会を作っていく。

オ 食品残さの資源化事業の促進

食品関連事業者全体から発生する「食品残さ」を緑のリサイクルセンター等で堆肥化し、それを用いて野菜等の農産物を生産し地域内循環を図る。

カ 事業系資源物等のリサイクル施設（民間施設含む。）への誘導

リサイクルが可能な紙類（新聞/雑誌/段ボール/OA紙/その他の古紙など）、刈草、せん定枝等を民間リサイクル施設等へ搬入するよう誘導する。

（3）使用済製品等の再使用の促進

ア 粗大ごみの再生施設「リユース工房」事業

物を大切に長く使う意識啓発や、ごみ減量や再使用・リサイクルに対する理解を深めるため、家庭から粗大ごみとして排出された家具等を清掃・補修し、リユース（再使用）家具として展示販売する。

イ 搬入ごみ等再利用施設「リユーススポット」事業

家庭から市の清掃施設へ搬入された家具等を簡易清掃し、リユース（再使用）品として譲渡・販売する。

2 資源の循環利用

（1）資源の再生利用の促進

ア 雑紙分別袋の利用促進

燃やすごみに多く含まれる紙資源のリサイクルを推進するため雑紙分別袋の利用促進を啓発する。

イ 生ごみの堆肥化等による地域循環の検討（再掲。1（1）カ参照）

ウ コンポスト等の活用促進（再掲。1（1）エ参照）

エ 集団回収活動の促進

集団回収活動を積極的に推進している自治区や子ども会等の団体に対して報奨金を交付し、ごみの減量化及び資源化を促進する。

オ 製品プラスチックの再商品化の促進

プラスチック資源循環法に対応し、プラスチック製容器包装にプラスチック製品等を加え、プラスチック資源の再商品化を検討・促進する。

カ 質の高いリサイクルの推進

水平リサイクルの推進や販売店の自主回収に対して、市と事業者等の連携により更に資源の回収を促進する。また、民間の資源回収拠点や事業者の店舗等と連携した資源回収を検討する。

キ 市民のライフスタイルや地域特性に応じた資源回収方法の検討とリサイクルステーションの整備

山村部のリサイクルステーション運用時間の見直しや資源回収品目の拡充などを検討するとともに、リサイクルステーションの整備計画に基づき新設、移転、拡充等を検討する。

ク 飲食用ガラスびん等の資源化推進

埋めるごみに多く含まれる飲食用ガラスびん等について、環境委員情報交換会や環境学習、各種イベント等で資源化推進を啓発する。

(2) 新たな資源化方法の検討

ア 使用済み紙おむつの再生利用の検討

今後、高齢化が進む社会において、紙おむつの発生量が増加することが想定されるため、排出実態を把握した上で、再生利用に向けて検討する。

イ 現在は焼却・埋立処理されているものの資源化の検討

現在、焼却や埋立処理されている各清掃施設からの処理残さ等について、将来の処理体制の検討と併せ、資源化について検討する。

3 廃棄物処理の脱炭素化

(1) バイオマス・再生材利用等の検討

ア バイオマス・再生材利用等の導入検討事業

廃棄物の処理過程で使用する物品等の原材料の一部にバイオマスや再生材利用等の導入を検討する。

(2) 廃棄物からのエネルギー回収・活用の推進

ア 焼却施設におけるエネルギー回収及び市内での利活用の促進

焼却施設において回収したエネルギーを活用し、再生可能エネルギー等を市内で利活用を促し CO2 排出量を削減する。

イ 新ごみ焼却施設におけるエネルギー利活用方針検討

新ごみ焼却施設には、単なるごみ処理施設としての役割だけではなく、施設が持つ機能を活かし、多面的価値の創出を目指して検討する。

ウ 植物性廃食用油資源化

植物性廃食用油の回収を促進し、資源として再利用する。

エ 環境低負荷の収集車等の導入の検討

技術動向に応じて水素自動車や再エネ由来のエネルギーを動力とする EV 車両・重機等の導入を検討する。

オ 溶融スラグの資源化

埋立物を減量するため、渡刈クリーンセンターで焼却した際に発生した灰分から製造した溶融スラグを資源化し、リサイクル資源として活用する。

(3) 効率的・安定的な収集・運搬体制の構築

ア 環境低負荷の収集車等の導入の検討（再掲。3（2）エ参照）

イ ふれあい収集

ごみ出しが困難な世帯の生活ごみの戸別収集を実施する。今後の高齢化の進展に応じた事業の在り方や他の方法についても検討を進める。

ウ ごみ収集サポートシステムの導入

DX を活用したルート検討など、サポートシステムの導入による効率的な収集運搬体制を整備し、広大な市域を効率よく収集するための収集運搬体制を構築する。

エ ごみ・し尿等収集の検討

効率的なごみやし尿の収集の方法や新たな分別分野に対応した収集方法を検討する。

4 廃棄物の適正処理の推進

(1) 不適正排出防止への対策強化

ア 廃棄物適正処理推進員による訪問啓発事業

搬入物の適正処理を図るため、事業者自らや収集事業者が搬入する事業系一般廃棄物について検査を実施し、収集事業者とともに不適正排出事業者に対する啓発・指導等を実施する。

イ リチウムイオン電池対策

リチウムイオン電池が原因と考えられる収集車両や処理施設の火災が発生していることから、回収方法の見直し検討や市民に対する分別の周知徹底を図る。

ウ 事業者・従業員向け啓発・勉強会（再掲。1（2）エ参照）

エ 事業系資源物等のリサイクル施設（民間施設含む）への誘導（再掲。1（2）カ参照）

(2) 不法投棄・不適正処理への対策強化

ア 不法投棄対策

不法投棄対策連絡会による不適正処理対策の連携や不法投棄パトロール隊への支援、監視カメラの設置等を行うとともに、発見された不法投棄物の回収、処理を行う。

イ 不用品回収業者への監視・指導

不適正な廃棄物の取扱いを防止するため、不用品回収業者への監視・指導を行う。

ウ ごみステーションからのごみの持去りの監視・指導

ごみステーションからのごみの持去り禁止条例に基づいた監視・指導を行い、ごみステーションに排出されたごみの適正処理を図る。

エ DX・AI・IoT を活用した不法投棄等の早期発見・対策の検討

DX・AI・IoT を活用した対策の検討を進める。また、航空写真の解析による調査や通報に関する覚書締結団体からの通報により、不法投棄等を早期に発見し、対応する。

5 持続可能な廃棄物処理体制の構築

(1) 災害廃棄物処理体制の強化

ア 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物処理計画に従って、地域や民間事業者等と連携した災害廃棄物処理体制を構築する。

(2) 安定かつ効率的なごみ処理体制の構築

ア 処理施設の維持管理と計画的な大規模修繕・整備

計画的な設備修繕や延命化整備を実施し、ごみ処理施設を安定的に稼働させる。渡刈クリーンセンター等の主要設備の経年劣化が進行している施設では、今後も安定稼働を継続する上で大規模修繕等を検討し、適正な時期に必要な整備を行う。

イ グリーン・クリーンふじの丘の残余容量確保事業

将来の埋立ごみ量の見込みに対し、外部の最終処分場を活用し、経費の削減と平準化の視点を踏まえ、グリーン・クリーンふじの丘の残余容量を確保する。

ウ グリーン・クリーンふじの丘第2期埋立処分場の整備

第1期埋立処分場の埋立終了に備え、第2期埋立処分場の開設に向けた整備等を行う。

エ 新ごみ焼却施設整備及び運営の検討

将来にわたって安定かつ効率的なごみ処理を確保するための新ごみ焼却施設整備及び運営について、検討を進め、施設整備計画を策定する。

(3) 費用負担の在り方の検討

ア ごみ処理費用負担の検討

排出者負担の公平性を確保するため、排出量に応じたごみ処理費用負担のあり方（有料化等）を検討する。

イ 次期施設整備に向けた基金の設置等検討

将来の施設整備に備え、基金の設置等を検討する。

ウ ごみ処理費に関する情報発信

市のごみ処理費用に対する理解を促進するため、情報発信を行う。

エ ごみ処理手数料の改定

ごみ処理手数料の見直しの検討を定期的を実施する。

6 学習機会・知識の提供・情報発信

(1) 分かりやすい情報の公開・発信

ア 戦略的な情報発信

環境学習事業に加え、市民・事業者の協力が全ての事業の基盤となるため、施策の柱や個別事業に応じたテーマやターゲットを意識した効果的な情報の公開・発信を行う。その際、情報の受け取り側（市民・事業者・各種団体/若者・高齢者/都市・山村部/転入者・外国人など）に応じて、発信する内容や場所、発信媒体・ツールを使い分ける。

7 共働の推進

(1) 各主体との連携体制構築と市民参加の機会創出

ア ごみ処理や資源循環について、関係主体と連携した市民が学ぶ・自ら考える仕掛けづくり

市民団体や事業者など様々な主体との連携体制を構築し、普段の生活の中で、ごみ処理や資源循環について考えるきっかけを与える仕掛けを作っていく。また、将来の豊田市を担う子どもたちが大人になってから、自ら考えて行動できるように、継続的に豊田市のごみ処理の現状を学べる機会を作っていく。

8 収集・運搬計画

(1) 収集区域の範囲

豊田市全域

(2) 収集体制及び収集運搬の量

区分		収集・運搬の方法	回数	量 (t)
家庭系	燃やすごみ	市 (直営及び委託業者)	2 / 週	67, 226
	埋めるごみ		1 / 月	915
	金属ごみ		1 / 月	1, 434
	資源		1 / 月*	3, 039
	有害ごみ		1 / 月	131
	危険ごみ		1 / 月	145
	粗大ごみ		随時	837
	ふれあい収集	市 (直営)	随時	—
	リサイクルステーション	市 (直営及び委託業者)	随時	8, 345

*資源のうちプラスチック製容器包装については、1回/週とする。

9 中間処理計画

(1) 市処理施設の概要

施設名	施設能力	所在地	種類
渡刈クリーンセンター (ガス化溶融)	405t/日 (135t/日×3炉)	渡刈町 大明神 39-3	燃やすごみ 粗大可燃
藤岡プラント (ストーカ)	90t/日	下川口町 奥山 516-4	燃やすごみ 粗大可燃
プラスチック製容器包装 資源化施設 (圧縮梱包)	10t/5H	渡刈町 大明神 39-3	プラスチック製 容器包装
緑のリサイクル センター (堆肥化等)	破碎 22.5t/日 発酵・熟成 27.0t/日	枝下町 下笹沢 197	木くず 食品残さ

(2) 燃やすごみ及び粗大ごみ可燃

中間処理 (ガス化溶融、焼却) を市と許可施設を有する事業者で行う。

施設名・処理業者名	搬入量 (t)
渡刈クリーンセンター	78, 752
藤岡プラント	19, 688
トヨタ自動車 (株)	628

(3) ガラスびん

中間処理 (選別) を委託業者で行う。

処理業者名	搬入量 (t)
循環資源 (株)	2, 062

中間処理したガラスびんのうち、「その他の色のびん」は国の指定法人である（公財）日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」という。）を通じて再商品化事業者にて再商品化し、それ以外のびんについては、独自ルートで再商品化される。

再商品化事業者	搬入量（t）
（株）大原ガラスリサイクル	233※
	1,829

※容リ協で再商品化

（４）飲料缶

中間処理（選別、圧縮）を売払業者で行う。

処理業者名	搬入量（t）
循環資源（株）（４～６月）	255
未定（７～３月）	255

（５）ペットボトル

中間処理（圧縮）を委託業者で行う。

処理業者名	搬入量（t）
循環資源（株）	1,093

中間処理したペットボトルは主として「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定」を締結した事業者を通じて水平リサイクルで再商品化する。

協定締結事業者	搬入量（t）
豊田通商（株）	1,093

（６）プラスチック製容器包装

中間処理（選別、圧縮梱包）を市で行い、国の指定法人である（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者にて資源化する。

施設名・再商品化事業者	搬入量（t）
プラスチック製容器包装資源化施設	1,800
再商品化事業者 因幡環境整備（株）	1,800

（７）金属ごみ、金属粗大及び事業系不燃（り災金属）

中間処理（破碎）を委託業者で行う。

処理業者名	区分	搬入量（t）
トヨキン（株）	金属ごみ	2,118
	金属粗大	550
	事業系不燃（り災金属）	1

（８）有害ごみの処理

中間処理（選別、破碎）を委託業者で行う。

処理業者名	区分	搬入量（t）
トヨキン（株）	乾電池	112
	蛍光管・体温計等	19

中間処理された有害ごみは、民間処理業者野村興産（株）にて処理する。

(9) 危険ごみ

危険ごみの中間処理（破碎）を委託業者で行う。処理後は、金属ごみとして委託業者で処理する。

処理業者名	区分	搬入量 (t)
トヨキン (株)	ライター	10
	スプレー缶・カセットボンベ等	135

(10) 木くず及び食品残さ

木くずの中間処理（破碎）を市と許可施設を有する事業者で行う。市では、堆肥化及びチップ化する。

施設名・処理業者名	区分	搬入量 (t)	
緑のリサイクルセンター	木くず	刈草	1,044
		せん定枝	937
(株) 鈴 鍵	木くず	5,088	
コメジ・ソシオ (株)	木くず	600	
フルハシEPO (株)	木くず	3,774	
河合伐採 (有)	木くず	320	

食品残さの一部を市で堆肥化する。

施設名・処理業者名	搬入量 (t)	
緑のリサイクルセンター	食品残さ	971

(11) 古紙類・古布類の処理

リサイクルステーション等で回収した古紙類・古布類を民間処理業者へ売却する。

処理業者名	区分	搬入量 (t)
豊田リサイクル協同組合等	古紙類	6,657
	古布類	597

(12) 植物性廃食用油

リサイクルステーションで回収した廃食用油を民間処理業者へ売却する。

処理業者名	搬入量 (t)
中部エコバイオ (合)	32

(13) 粗大ごみ

粗大ごみの中から使用できる家具類を清掃・補修し、リユース家具として販売や、リユーススポットで必要とする人へ譲渡する。

施設名	再使用量 (t)
リユース工房	9
リユーススポット	6

10 最終処分計画（埋立処分）

(1) 市最終処分場の概要

施設名	グリーン・クリーンふじの丘（第1期）
所在地	藤岡飯野町大川ケ原 1161-89
埋立工法	サンドイッチ工法
面積（㎡）	24,000
全体容量（㎡）	148,000
残余容量（㎡）	44,411（令和7年3月末）

(2) 焼却残さ等の最終処分方法

残さの種類	処分方法
飛 灰	埋立
焼 却 灰	埋立
不 適 物	埋立
溶融スラグ	資源化

(3) 埋立処分

埋めるごみ、不燃性粗大及び事業系不燃（り災不燃）を直接埋立処分し、渡刈クリーンセンター、藤岡プラント等から発生する飛灰、焼却灰、不適物等を、資源化できるものを除き埋立処分する。

施設名・処理業者名	区分	搬入量（t）
グリーン・クリーンふじの丘	直接埋立	1,375
	埋立	511
(公財) 豊田加茂環境整備公社 御船処分場	埋立	5,290

1 1 他市町からの受入れ

市処理施設名	区分	受入量 (t)	市町村名
渡刈クリーンセンター	脱水汚泥・し渣	2 3 3	みよし市 (砂川衛生プラント)
グリーン・クリーンふじの丘	埋めるごみ	3 2	みよし市
トヨキン (株)	ライター	5	岡崎市
	乾電池・蛍光管等の有害ごみ	1 2 4	刈谷市、日進市、みよし市、東郷町
循環資源 (株)	ペットボトル	4 5 3	尾張旭市、長久手市、みよし市
	ガラスびん	2, 1 5 9	尾張旭市、長久手市、名古屋市、瀬戸市
循環資源 (株)	プラスチック製容器包装	3 0 0	みよし市
(公財) 豊田加茂環境整備公社御船処分場	焼却灰	1, 3 0 9	みよし市
	飛灰	2 3 2	みよし市

1 2 事業所から発生する一般廃棄物の処理

(1) 事業所から発生する一般廃棄物の収集運搬について

事業所から発生する一般廃棄物については、自ら一般廃棄物処理施設へ搬入するほか、一般廃棄物処理業の許可業者に処理委託することにより適正に処理する。

(2) 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物処理業の新規許可及び更新許可については、法のほか、以下の基準を満足する者に許可し、適正処理を図る。ただし、令和8年度に排出が見込まれる事業系一般廃棄物は、既存の一般廃棄物収集運搬業の許可業者での収集運搬が可能であるため、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は原則行わない。

ア 一般廃棄物収集運搬業者は、排出事業者から反復継続的に収集運搬を行い、かつ、積替保管を行わないこと。

イ 別途定める「豊田市一般廃棄物処理業の許可に関する要綱」によること。

1.3 適正処理困難物等に対する対処方針

(1) 適正処理困難物の指定

次表に示す廃棄物は、市の適正処理困難物として指定する。

適正処理困難物	排出者への対応方法
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電リサイクル法にのっとった処理ルートへ誘導
タイヤ（ただし、20cm程度に切断してあるものを除く。）	販売店等による下取り又は引取りの誘導
バッテリー	販売店等による下取り又は引取りの誘導
LPガスボンベ	販売店等による下取り又は引取りの誘導
爆発引火等の危険があるもの	販売店等による下取り又は引取りの誘導
液状のもの	自ら使い切ることの指導又は販売店等による引取りの誘導
廃油（廃食油以外）、塗料又は毒性のある薬品	自ら使い切ることの指導又は販売店等による引取りの誘導
ピアノ	販売店等による下取り又は引取りの誘導
消火器	（株）消火器リサイクル推進センターが運用する消火器リサイクルシステムへ処理を誘導
FRP船	（一社）日本マリン事業協会が運用するFRP船リサイクルシステムへ処理を誘導
オートバイ	（公財）自動車リサイクル促進センターが運用する二輪車リサイクルシステムへ処理を誘導
パソコン	製造メーカー等による引取りの誘導
自動車	販売店等による下取り又は引取りの誘導
農業用機械	販売店等による下取り又は引取りの誘導
農薬・薬品	販売店等による下取り又は引取りの誘導

(2) 在宅医療廃棄物の対処方針

家庭から出される注射針や注射針が取り外せない注射器は、医療機関を通じて回収・処理を行う。また、人口肛門等の適正な排出方法については周知徹底を図る。

1.4 その他

- (1) オゾン層を破壊する物質の特定フロン（CFC）を使用した家庭から出される業務用冷凍空調機器については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、管理者にフロンの回収を指導する。フロン回収された物は、金属ごみとして処理する。
- (2) ディスポーザー汚泥の取扱いは、し尿処理施設の受入基準に従い、受け入れる。
- (3) 処理施設の搬入者区分は、市長が認めた場合は変更する場合がある。

第4 生活排水処理実施計画 (R7. 4. 1実績 行政人口 415,138人)

1 生活排水処理計画

- (1) 公共下水道で処理する区域及び人口等
矢作川流域関連の区域、境川流域関連の区域 326,254人
- (2) 特定環境保全下水道で処理する区域及び人口等
鞍ヶ池処理区、足助処理区 3,050人
- (3) コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口等
幸海・穂積地区 690人
- (4) 農業集落排水施設で処理する区域及び人口等
御船地区、高岡中部地区、稲武中部地区及び野入地区 7,030人
- (5) 共同し尿浄化槽で処理する区域及び人口等
市管理の西川団地及び平畑地区の区域 203人
- (6) 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等
前記の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)以外の区域(ただし、将来的な公共下水道等区域を含む。) 77,911人

2 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	処理量 (kl)
し 尿	4,900
浄化槽汚泥	98,000

(2) 収集区域の範囲

豊田市全域

(3) 収集方法及び回数

区 分		収集方法	
		収集の主体	回 数
し 尿	家庭系	市(直営又は委託業者※)	1回/月
	事業系	委託業者	随 時
浄化槽汚泥	家庭系	許可業者	年1回以上
	事業系	許可業者	年1回以上

※「第2 一般廃棄物の処理主体 2 し尿及び浄化槽汚泥」に記載のとおり

(4) 一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)収集・運搬業

一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)収集・運搬は下記の業者で適正処理する。

ア し尿は収集運搬業許可を持つ現行の6業者

イ 浄化槽汚泥は収集運搬業許可を持つ現行の8業者(市処理施設への搬入のみを行う1業者を除く。)

ウ 収集区域の区分は以下のとおりとし、市町村合併前のものを踏襲する。

収集区域				
豊田地区	足助地区	下山地区	旭地区	藤岡地区
小原地区	稲武地区	計7地区		

3 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

施設名	所在地	施設能力	種 類
逢妻衛生プラント	前林町前越 1	350kℓ / 日	し尿及び浄化槽汚泥
砂川衛生プラント	みよし市三好丘 旭 4-19-15	200kℓ / 日	し尿及び浄化槽汚泥

(2) 残さの量及び処分方法

施設名	種 類	処分方法	残さ量 (t)
逢妻衛生プラント	乾燥汚泥	再利用	294
	焼却灰・飛灰	再利用・埋立	47
	沈 砂	埋立	12
砂川衛生プラント	脱水汚泥・し渣	焼却	1,622
	沈 砂	埋立	12

4 他市からの受入れ

施設名・処理業者名	区 分	受入量 (kℓ)	市町村名
逢妻衛生プラント	し尿・浄化槽汚泥	16,111	知立市
砂川衛生プラント	し尿・浄化槽汚泥	5,500	みよし市

5 汚水処理施設の維持管理

清掃、保守点検、法定検査の実施

6 市民に対する広報・啓発活動

(1) 下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換

- ・ イベント等による P R、啓発活動
- ・ 「下水道の日」「浄化槽の日」に合わせた P R 活動
- ・ 合併処理浄化槽設置費補助制度の活用

(2) 浄化槽の適正な維持管理

- ・ 浄化槽の機能を十分発揮させるためホームページ等により清掃、保守点検、法定検査の実施を P R
- ・ 浄化槽維持管理促進事業（自治区等を通じた組織的な浄化槽の維持管理）参加自治区等との共働による啓発